

## ひとり親家庭への臨時特別給付金について

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな影響が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給する。

## 2. 支給対象者

## (1) 児童扶養手当受給世帯等への給付(基本給付)

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者  
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

## (2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付(追加給付)

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している者

## 3. 給付額

## (1) 基本給付

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

## (2) 追加給付

1世帯5万円

## 4. 補正予算額

(1) 歳入 143,445 千円(国庫補助金)

(2) 歳出 143,445 千円

① 事業費(手当額) 132,350 千円

② 事務費 11,095 千円

## 5. 周知について

広報たいとう、区ホームページ、ツイッター、CATV等

## 6. スケジュール

6月中旬 令和2年6月分の児童扶養手当の受給者(支給対象者(1)①)へのお知らせ送付

7月上旬 令和2年6月分の児童扶養手当の受給者分の支給

8月から その他基本給付及び追加給付(支給対象者(1)②③及び(2))の申請受付

9月上旬 その他基本給付及び追加給付分の支給